

京都市消防局訓令甲第3号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市危険物事務処理規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第1条中「規程」を「訓令」に、「（昭和23年法律第186号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）及び」を「危険物の規則に関する政令」に、「（昭和34年総理府令第55号）並びに京都市危険物規制規則（昭和35年京都市規則第50号）」を「及び京都市危険物規制規則」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「規程」を「訓令」に改め、「の各号」を削る。

第3条第1項中「危険物製造所等設置許可申請書」を「危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書」に、「危険物製造所等変更許可申請書」を「危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可申請書」に、「危険物製造所等変更許可及び仮使用承認申請書」を「危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可及び仮使用承認申請書」に改め、「必要に応じて現地調査を行うとともに、当該許可申請書が別表に掲げるもののいずれかに該当するものであるときは」を削り、「の決定を受けなければ」を「に送付しなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第2項本文中「署長は、前項の」を「局長は、第1項に規定する」に改め、「場合は」の右に「、別に定めるものを除き」を加え、「添付させなければならない」を「添付させるものとする」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、前項の規定による送付があった場合は、申請内容を審査し、必要に応じ

て現地調査を行うものとする。

第3条第4項中「署長は、許可申請書の提出を受ける前に」を「局長は、」に改め、「事前の」及び「(以下「事前相談」という。)」を削り、「場合において、事前相談の内容が別表に掲げるもののいずれかに該当するものであるときは、事前相談の内容が別表に掲げるもののいずれかに該当するものであるときは、事前相談の内容を局長に報告しなければならない」を「ときは、必要な指導を行うものとする」に改め、同条第5項中「署長は、事前相談」を「局長は、前項の相談」に、「、及び」を「及び」に、「受理並びに当該申請に係る許可」を「審査」に、「留意しなければならない」を「留意するものとする」に改める。

第4条第1項中「又は署長」及び「及び現地調査」を削り、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改め、同条第2項中「署長」を「局長」に、「事項及び」を「事項、」に、「指示しなければならない」を「指示するものとする」に改める。

第5条第1項前段中「許可の撤回をすることができる」を「その旨を記した書面を提出するよう指導する」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「署長」を「局長」に改め、「規定」の右に「による報告」を加え、「の撤回をする」を「を撤回する」に、「しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 署長は、前項の意思表示があった場合は、局長に報告しなければならない。

第6条第1項中「必要に応じて現地調査を行い、火災予防上支障がないと認めるときは、危市規則第4条の2第2項に規定する承認書を交付し、火災予防上支障があると認めるときは、危険物製造所等仮使用不承認通知書（第3号様式）により、その旨を通知しなければ」を「局長に送付しなければ」に改め、同条第3項中「署長」を「局長」に、「現地調査を行わなければならない」を「必要に応じて現地調査を行うものと

する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「署長は、前項」を「局長は、第1項」に改め、「の各号」を削り、「添付させなければならない」を「添付させるものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げるものについては、局長が必要と認める場合に限る。

第6条第2項第2号中「(局長が必要と認める場合)」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 仮使用部分の安全対策のために必要な設備の位置及び構造に係る書類及び図面
第6条第2項第5号を削り、同項第6号中「その他火災予防」を「前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止」に改め、同号を同項第5号とし、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、前項の規定による送付があった場合は、申請内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、災害の発生の防止上支障がないと認めるときは、危市規則第4条の2第2項に規定する承認書を交付し、災害の発生の防止上支障があると認めるときは、危険物製造所等仮使用不承認通知書(第3号様式)により、その旨を通知するものとする。

第7条第1項前段中「完成検査の期日を申請者に通知し、完成検査を行わなければ」を「局長に報告しなければ」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「署長は、前項」を「局長は、第1項」に、「第11条の2」を「第11条の2第1項」に、「完成検査前検査(」を「検査(」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、前項の規定による報告があったときは、完成検査の期日を申請者に通知し、完成検査を行うものとする。

第8条第1項及び第2項中「署長」を「局長」に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改める。

第10条中「危険物製造所等完成検査前検査申請書を受理した」を「危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査前検査申請書（第4条第1項の規定による許可に係るものを除く。）の提出があった」に改め、同条に次の2項を加える。

2 署長は、第4条第1項の規定による許可に係る危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査前検査申請書の提出があった場合は、局長に送付しなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定による送付があった場合について準用する。この場合において、同項中「署長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

第12条中「署長」を「局長」に、「変更又は」を「変更若しくは」に、「審査等」を「審査」に改め、「局長が」を削り、「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第13条第1項中「場合は」の右に「、申請内容を審査し」を加え、「火災予防」を「災害の発生の防止」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第5号中「その他火災予防」を「前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止」に改める。

第14条中「を受理した場合は、申請内容を審査し、法第10条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、危規則第60条の2第1項各号に掲げる事項について具体的に定め、火災の予防のために適当であると認めるときは、危市規則第12条第2項に規定する認可書を交付し、適当でないと認めるときは、予防規程不認可通知書（第18号様式）により、その旨を通知しなければ」を「の提出があった場合は、局長に送付しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 局長は、前項の規定による送付があった場合は、申請内容を審査し、法第10条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、危規則第60条の2第1項各号に掲げる事項について具体的に定め、火災の予防のために適当であると認めるときは、危市規則第12条第2項に規定する認可書を交付し、適当でないと認めるときは、予防規

程不認可通知書（第18号様式）により、その旨を通知するものとする。

第15条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「の取下げの願い」を「を取り下げる意思表示」に、「申請の取下げを受理することができる」を「その旨を記した書面を提出するよう指導する」に改め、同条後段を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 署長は、前項第1号及び第5号（第4条第1項に定めるものを除く。）に係る申請を取り下げる意思表示があった場合は、必要な処理を行わなければならない。
- 3 署長は、第1項第2号から第4号まで、第5号（第4条第1項に定めるものに限る。）及び第6号に係る申請を取り下げる意思表示があった場合は、局長に報告しなければならない。
- 4 局長は、前項の規定による報告があった場合は、必要な処理を行うものとする。

第18条中「第11条第7項（法第11条の4第3項において準用する場合を含む。）」を「第11条の4第3項において準用する法第11条第7項」に、「許可又は届出に係るものについて、月ごとにまとめ、翌月の10日までに」を「届出を受理したときは、」に改め、「それぞれ」を削る。

第23条中「訓令」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの訓令」を加え、同条を第24条とする。

第22条を第23条とする。

第21条中「製造所等に係る事前相談の内容及び申請並びに」を「第10条第1項若しくは第13条第1項に規定する申請又は第16条第1項に規定する」に、「指導結果又は現地調査の結果若しくは」を「指導又は審査若しくは現地調査又は」に、「都度」を「つど」に、「申請書若しくは」を「申請書又は」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 局長は、第3条第2項若しくは第4項、第6条第1項、第7条第1項又は第14条第1項に規定する申請に関して行った指導又は審査若しくは現地調査又は検査

の結果を、そのつど記録し、関係する申請書に添付し、又は保存するものとする。

この場合において、記録した内容を署長に通知するものとする。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第1項中「第9条の3」を「第9条の4」に、「並びに場所において、」を「若しくは場所又は危険物の運搬中に」に、「を調査し」を「について」に改め、同条第2項を削り、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(流出等の事故の原因調査及び報告)

第19条 署長は、法第16条の3の2第1項に掲げる事故のうち別に定めるものについて、法第16条の3の2第2項及び第3項の規定に基づき、原因を調査し、局長に報告しなければならない。

2 局長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、調査を行うものとする。

3 局長は、必要に応じ、調査に関する事項について、署長に助言し、又は指示するものとする。

別表を削る。

第8号様式注以外の部分中「京都市 消防署予防課」を「 京都市消防局長 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市危険物事務処理規程の規定は、この訓令の施行の日以後の危険物製造所等の設置及び変更の許可並びに予防規程の認可の申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

(消防局予防部)